

令和3年度 介護予防普及啓発事業 認知症予防講座における業務仕様書

1. 業務名

令和3年度 介護予防普及啓発事業 「認知症予防講座」

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日

3. 事業目的

本事業は、高齢者に認知機能検査を実施し、高齢者自身が認知機能検査の結果を把握し、認知症や認知症の予防のための知識、手法を学び、実践することで、継続的な認知症予防・介護予防に努めるための動機付けを行うとともに、認知機能が低下している者を早期に発見することを目的とする。また、参加者が正しい認知症に関する知識や相談窓口等を学ぶことで、認知症になっても安全に安心して暮らせるやさしいまちを目指す。

4. 基本事項

- (1) 講座の参加者に認知機能検査を実施し、認知症に関する基礎知識や認知症予防に向けた行動変容の方法・実践等を含んだプログラムを提供し、自らの状態を把握した参加者が講座終了後も継続した認知症予防への取り組み促進を図る。
- (2) 参加対象者は、久留米市在住でおおむね65歳以上の者とする。
- (3) 実施場所は、市が指定する下記の場所で実施すること。
 - ① 南部保健センター(久留米市上津一丁目13-22)
 - ② コスモすまいる北野(久留米市北野町中3253)
 - ③ 筑邦市民センター多目的棟(久留米市大善寺町宮本165番地12)
 - ④ 三潯生涯学習センター(久留米市三潯町玉満2949番地1)
 - ⑤ 総合福祉会館(久留米市長門石1丁目1-32)
 - ⑥ 久留米市民温水プール(久留米市上津町2199番地39)
 - ⑦ ふれあい農業公園(久留米市草野町吉木33)
 - ⑧ 田主丸保健センター(久留米市田主丸町田主丸459番地11)
 - ⑨ 久留米アリーナ(久留米市東櫛原町170-1)
 - ⑩ えるピア(久留米市諏訪野町1830-6)
- (4) 実施日時は、「認知症予防講座」を(別表1)のとおり実施すること。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止や天候の状況等によって、開催を延期または中止することがある。天候の状況や施設の都合等により開催できなかった場合は、中止や振替え等について市と協議すること。
- (5) 講座の定員は、(別表1)のとおりとする。
- (6) 講座開催に係る会場の準備、設営、受付、後片付けを行うこと。
- (7) 講座開催の周知、参加者の集約、通知、会場使用料に係る一切の負担は、市が負う。

5. 事業実施にあたって

- (1) 実施内容
 - ① 事業実施にあたっては、(別表2)に記載する実施プログラムに沿って、下記の(ア)から(エ)

の内容を踏まえた講座内容、会場設定、当日受付方法等を具体的に計画すること。また、計画した講座の内容と参加者への配布資料について事前に市に提出、協議し了承を得ること。

(ア) 計画の策定において、効果的な講座内容を計画することができる技能を有する保健師や作業療法士等が計画すること。

(イ) 講座終了後も参加者が認知症予防を継続して取り組める指導内容にすること。

(ウ) 市の既存事業の周知を行い、事業参加につながるような内容にすること。

(エ) 国が示す「新しい生活様式」や「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(令和3年2月15日改訂:公益財団法人日本スポーツ協会等)、「ボランティア向け研修等における新型コロナ感染拡大予防ガイドライン第2版」(2020年12月24日:一般財団法人日本財団ボランティアサポートセンター)等を参考に新型コロナウイルス感染拡大予防に対応した内容、会場設営、受付等を行い教室時における感染予防、安全対策に努めること。

② 認知機能検査は、「東京都老人総合研究所(現・東京都健康長寿医療センター研究所)と筑波大学精神医学」によって開発されたファイブ・コグ検査を実施すること。また、検査に係るDVD、検査用紙等、必要な備品を準備すること(プロジェクター及びスクリーン、スピーカーは、市または施設の備品を使用することができる)。なお、テストの採点にあたっては、採点が可能な法人等に委託することができる。

(2) 実施担当者

① (別表2)に記載する各講座に必要な人員(専門職)を配置すること。ただし、安全面や実施プログラム内容を考慮して、必要と思われる場合は、適切な人員を増員して配置すること。

② 認知機能検査(ファイブ・コグ検査)の実施については、特定非営利活動法人認知症予防サポートセンターが開催する認知症予防事業研修を受けた者を1名以上配置し実施すること。なお、認知症予防事業研修を受講したことが分かるもの(終了証等)を第1回目の講座開始前までに市に提出すること(写し可)。

(3) その他

① 市が提供する認知症支援ガイドブックを活用すること。

② 事業実施中の参加者の事故等に備え、傷害保険に加入すること。また、加入後速やかに保険証券の写しを市に提出すること。

③ 事業実施中の参加者の事故等に備え、緊急時対応マニュアルを作成し、市に提出すること。

④ 新型コロナウイルス感染症対策に係るマニュアルを提出すること。

⑤ 事業開始前には、会場の下見や機器の接続等について確認し、円滑に事業が実施できるよう準備を行うこと。

⑥ 市が準備するフレイルチェック表、アンケート用紙を配布し、回収、集計、提出すること。

⑦ 以下の物品を準備すること。

- ・参加者の名札、消しゴムがついていないBの鉛筆(ファイブ・コグ検査用)、資料用ファイル、マスク、物品に関する消毒用品、受付時の遮蔽用透明ビニールカーテン等、その他必要な物

6. 実績報告及び委託料について

(1) 受託者は、各実施会場の講座が終了後、速やかに実施報告書を作成し提出すること。ただし、複数会場分をまとめ提出することも可とする。

(2) 市は、実施報告書を受領後、速やかに検査を行う。

(3) 委託料は単価契約とし、単価は一会場あたりの事業運営費とする。また、委託料の支払い

については、受託者は検査合格後、請求書により委託料を請求し、市は速やかに支払うものとする。

7. その他

- (1) 業務上取扱う個人情報の保護については、久留米市個人情報保護条例に則り適切に措置すること。
- (2) 契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、別紙「誓約書」を提出すること。
- (3) 受託事業者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。なお、市の取扱いについては、公式ホームページに掲載する「久留米市障害者差別解消に関する職員対応要領」を参照すること。
- (4) その他必要な事項は、市と受託事業者が協議のうえ決定する。